

勝山市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 5 月

勝山市

目 次

第1章 計画の前提条件等	1
1 計画の背景・目的	1
2 計画の概要	2
3 公共施設等を取り巻く状況	4
3-1 勝山市の概要	4
3-2 人口の動向	5
3-3 財政状況	6
3-4 公共施設の現状	8
3-5 インフラ施設の現状	10
3-6 中長期的な施設更新等の費用の見込み	18
第2章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	20
1 基本方針	20
1-1 基本方針の位置づけ	20
1-2 基本方針の考え方	20
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
2-1 施設の維持管理の最適化	21
2-2 施設の長寿命化と更新の最適化	22
2-3 施設性能の確保	23
2-4 施設の機能・総量の最適化	24
2-5 民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供	27
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針	28
1 公共施設に関する個別方針	28
1-1 学校教育系施設	29
1-2 スポーツ・レクリエーション施設	31
1-3 その他の公共施設	32
2 インフラ施設に関する個別方針	34
2-1 道路	34
2-2 橋梁	35
2-3 上水道	36
2-4 下水道	37
2-5 公園	38
2-6 その他	39
第4章 取組みの推進に向けた考え方	40
1 取組み体制と情報管理	40
2 計画のフォローアップの方針	40
用語集	41

第1章 計画の前提条件等

1 計画の背景・目的

本市ではこれまでに、様々な市民ニーズや行政上の必要性に応じて、学校や庁舎等の市有建築物（以下「公共施設」という。）を整備してきました。その多くは老朽化に課題を有しており、また、今後の本格的な人口減少社会の到来等により、本市の財政状況は緊迫の度合いを強めていくことが想定され、財務の視点を十分踏まえながら公共施設の供給や運営について質的・量的な最適化を行っていく必要があります。

勝山市では、少子化に伴って幼稚園については7幼稚園を2幼稚園に集約し、保育園については5保育園のうち3保育園を民営化し、市立保育園を2保育園へ縮減しました。また、2箇所の児童センターを小学校の空き教室へ集約したり、老朽化した平泉寺荘や耐震化工事が困難であった市民活動センターを市民交流センターへ集約を行ったりして施設の縮減を行ってきました。その結果、用途のなくなった建物については、民間への譲渡や他の施設へ転用を行ってきました。

このような中、総務省より全国の地方公共団体に対して、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日総財務第74号）が通知され、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により、公共施設及び道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設（以下「公共施設等」という。）の需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視野をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適化を実現することが必要であることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）の策定に取り組むよう要請が行われました。

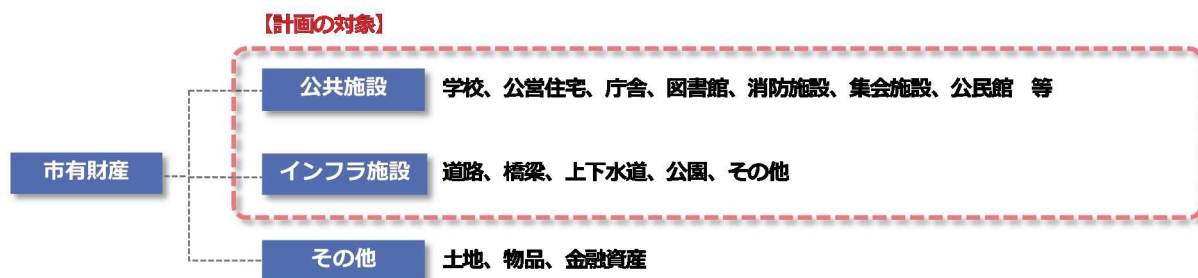
これらの経過等を踏まえて、インフラ施設も含め、財政状況や人口減少等の社会情勢の変化に対応するため公共施設等の効果的かつ効率的な管理を目指して公共施設等総合管理計画を策定します。

2 計画の概要

(1) 計画の対象

本市では、学校や公営住宅、庁舎等の様々な公共施設や道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設を所有しており、それらの維持管理・運営を行っていく必要があります。そのため本計画では公共施設とインフラ施設の両方を対象とします。

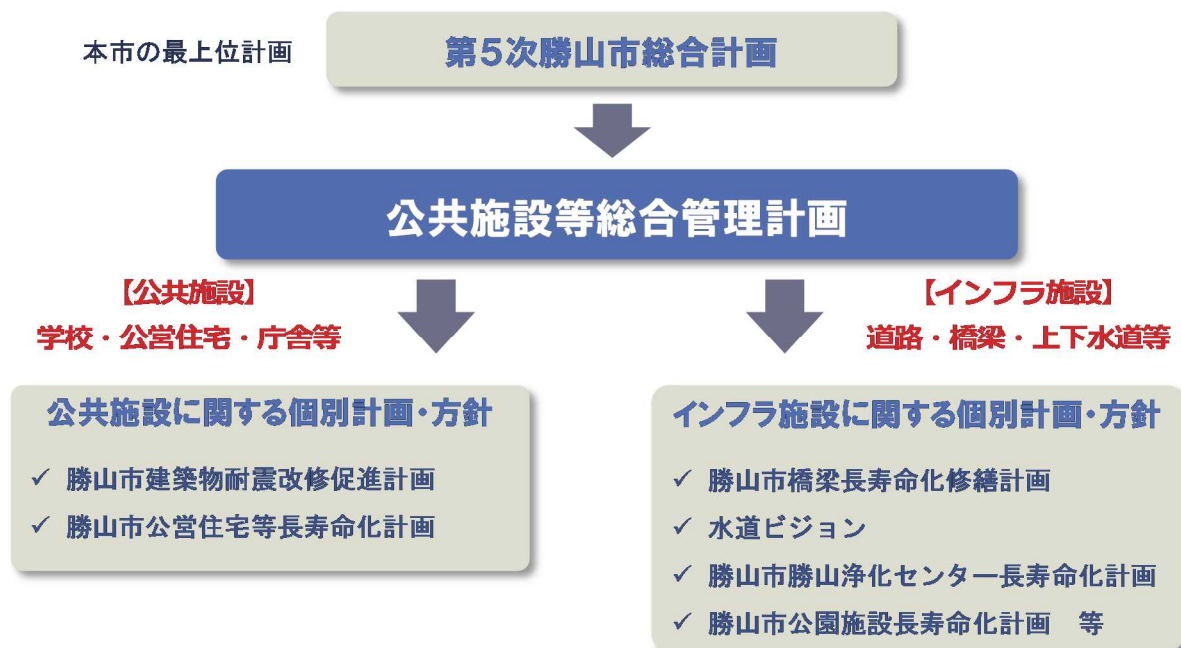
■計画の対象



(2) 計画の位置づけ

本市では、すでに公共施設を対象としてマネジメント方針を策定し、施設の適正な維持管理や総量削減のための考え方等を示しています。公共施設については、最上位計画である「第5次勝山市総合計画」(以下、「総合計画」という。)や、公共施設等の維持管理、長寿命化等に係る方針・個別計画等とも整合を図った上で公共施設等の適切な保有と維持管理等に関する基本的な考えとして、本計画を位置づけるものです。

■公共施設等総合管理計画の位置づけ



(3) 計画期間

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日 総務省）」では、計画の策定にあたっては、将来の人口や財政見通しをもとに長期的な視点に基づき、少なくとも 10 年以上の計画期間とすることが望ましいとされていることから、本計画の計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までとします。なお、社会経済状況、関連法制度の変化など、本計画を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直します。

(4) 計画の構成

本計画は以下の内容により構成します。

公共施設等総合管理計画

第 1 章 計画の前提条件等

⇒計画の位置付けや計画期間等を掲載。

第 2 章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

⇒公共施設、インフラ施設の維持管理や更新に関しての全体的・基本的な考え方を掲載。

第 3 章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

⇒公共施設、インフラ施設の施設類型ごとに、維持管理や更新に関する基本的な考え方を掲載。

第 4 章 取組みの推進に向けた考え方

⇒庁内の計画推進体制や、計画の評価・見直しの考え方を掲載。

3 公共施設等を取り巻く状況

3-1 勝山市の概要

(1) 地勢

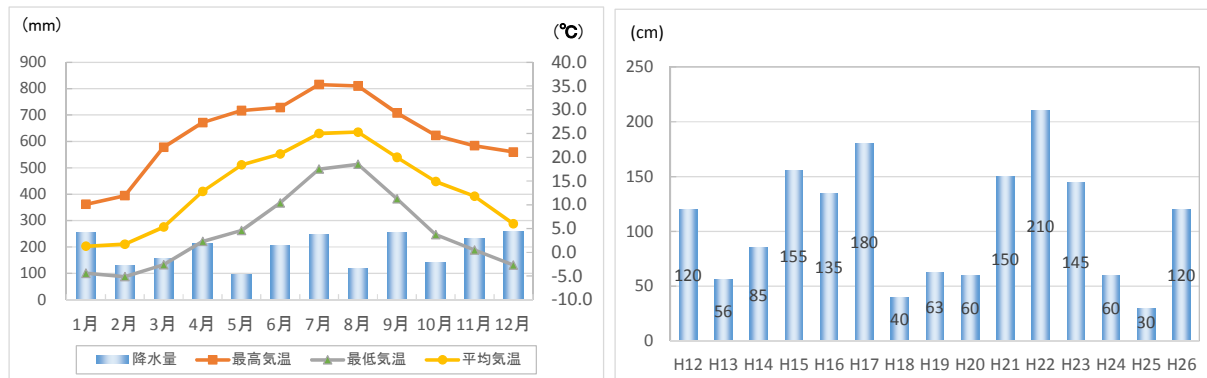
本市は、福井県の東北部に位置し、市の中心は福井市の東方約 28km の地点にあり、東南は大野市に、西南は福井市、北西に坂井市、吉田郡永平寺町、北は石川県に隣接しています。また、市の周辺は 1,000m 級の山々に囲まれ、中心部は県下最大の河川である九頭竜川の中流域に位置しています。

市街地は九頭竜川の流れに沿って形成された河岸段丘に位置し、明治以来の地場産業である繊維産業を基幹産業とした商工業と、古くから農林業が盛んな水と緑の豊かな田園都市です。

(2) 気象

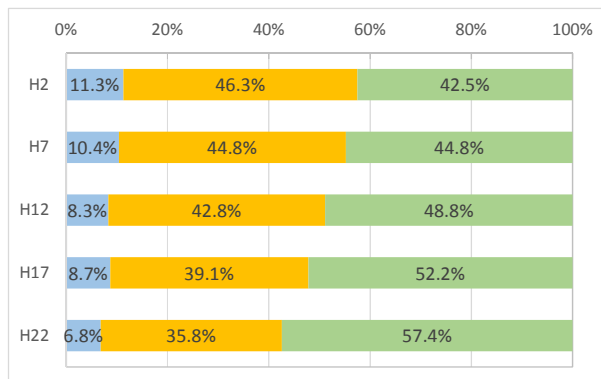
本市は、典型的な内陸性気候で、一年を通して湿潤で、寒暖の差が激しいのが特徴です。福井県内屈指の豪雪地帯であり、近年では、平成 22 年度に最深積雪 210cm を記録しました。その後は地球温暖化などの影響を受けて積雪量は少ないものの、克雪は勝山市における重要な課題の一つとなっています。

■月別気温・降水量、最深積雪量の推移（資料：福井地方気象台、消防署）



(3) 産業

本市はこれまで繊維産業で発展してきましたが、今日では他業種への就業者も増えており、福井県全体と比較して第 2 次産業就業者の割合が高くなっています。産業構造の高次化の進展により、平成 17 年には第 3 次産業就業者の割合が 5 割を超えました。



(出典：国勢調査)

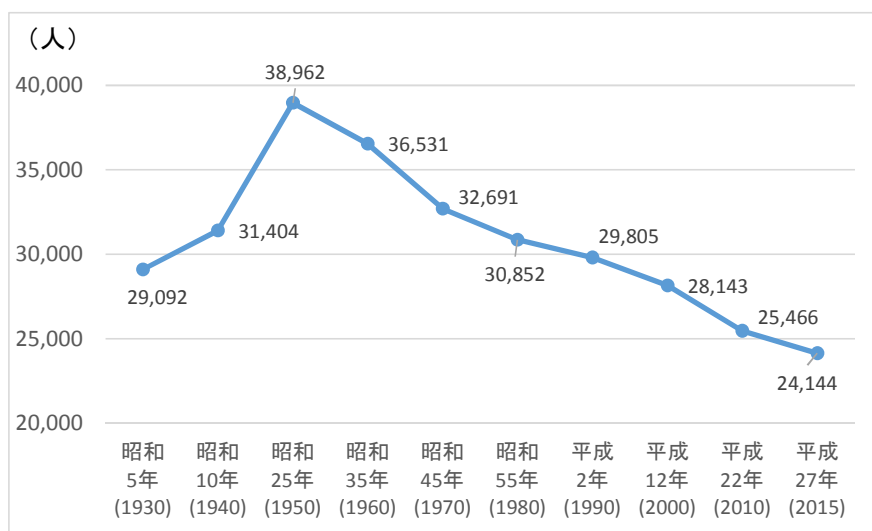
3-2 人口の動向

(1) 人口の推移

本市の人口は、昭和 29 年の市制施行以降も減少傾向にあったものの、3 万人台を推移していましたが、平成 2 年には、初めて 3 万人を割り込み、現在もなお人口減少に歯止めがかからない状況です。

(出典：勝山市都市計画マスタープラン)

■人口の推移



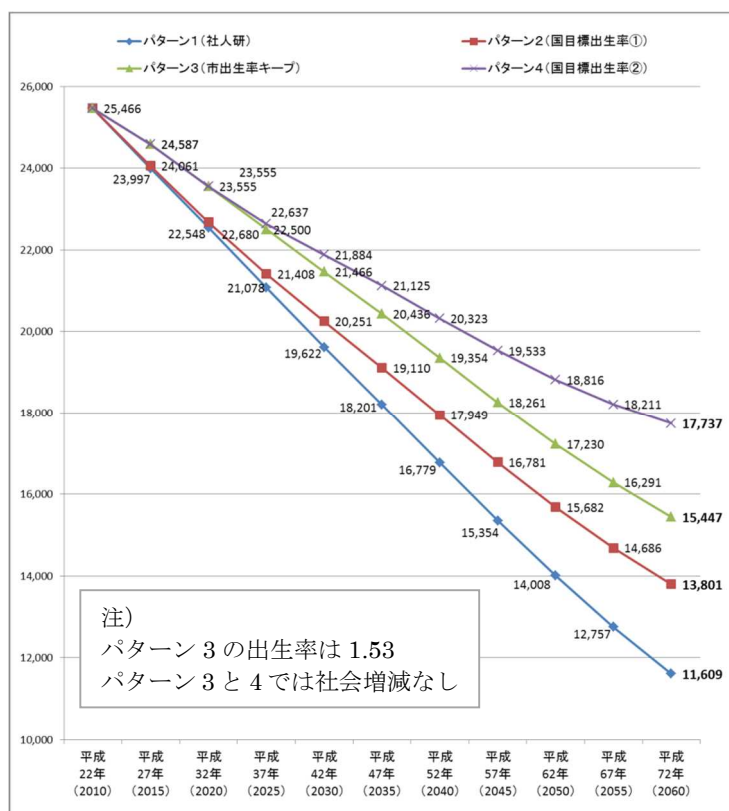
(資料：国勢調査)

(2) 将来人口推計

国の長期ビジョンでは平成 72 年時点で日本の総人口 1 億人を維持するという目標を設定しています。本市としては 3 つの仮定値を用いて平成 72 年までの将来人口を推計しています。

結果として、合計特殊出生率が国の目標である 2.07 (平成 42 年以降) まで上昇 (パターン 2 とパターン 4) したとしても人口減少は避けられない状況です。

■人口推計



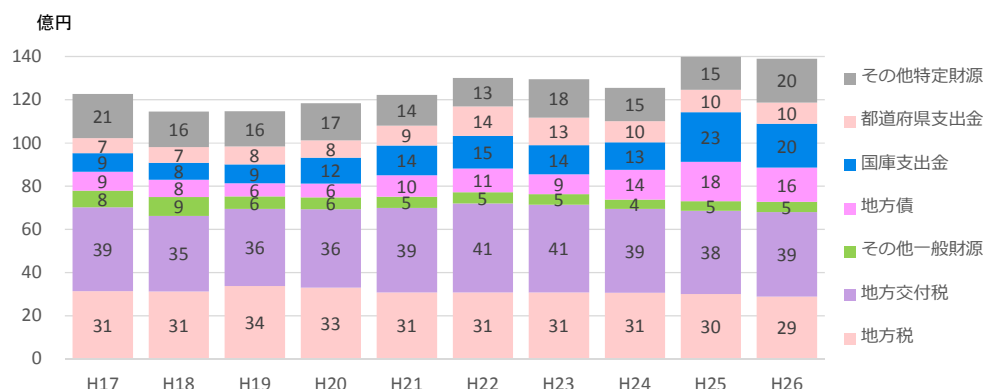
(出典：勝山市人口ビジョン)

3-3 財政状況

(1) 歳入決算（普通会計）の状況

歳入は直近2ヶ年で高くなっており、140億円に近づいています。歳入の内訳を、平成17年度から平成26年度までの平均をみると、地方交付税による歳入が30%で最も高く、地方税が25%で続いています。直近3ヶ年では地方債への依存が多くなっています。

■歳入（普通会計）の推移



■過去の平均額(平成17年度～平成26年度)

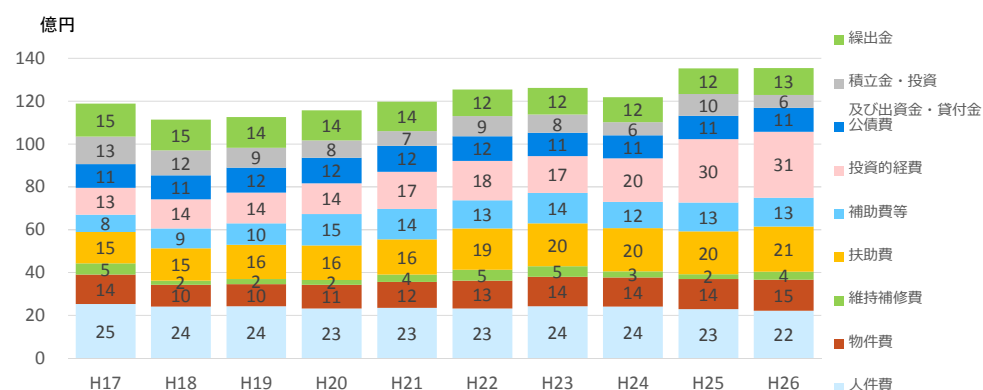
一般財源			特定財源				合計
地方税	地方交付税	その他一般財源	地方債	国庫支出金	都道府県支出金	その他特定財源	
31	38	6	11	14	10	17	126
25%	30%	5%	9%	11%	8%	13%	100%

(資料：企画財政部)

(2) 歳出決算（普通会計）の状況

歳出の内訳を、平成17年度から平成26年度までの平均をみると、人件費が19%で最も高く、投資的経費と扶助費が15%で続いています。直近2ヶ年で投資的経費が多くなっています。

■歳出（普通会計）の推移



■過去の平均額(平成17年度～平成26年度)

消費的経費					投資的経費	公債費	積立金・投資及び出資金・貸付金	繰出金	合計
人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等					
24	13	3	18	12	19	11	9	13	122
19%	10%	3%	15%	10%	15%	9%	7%	11%	100%

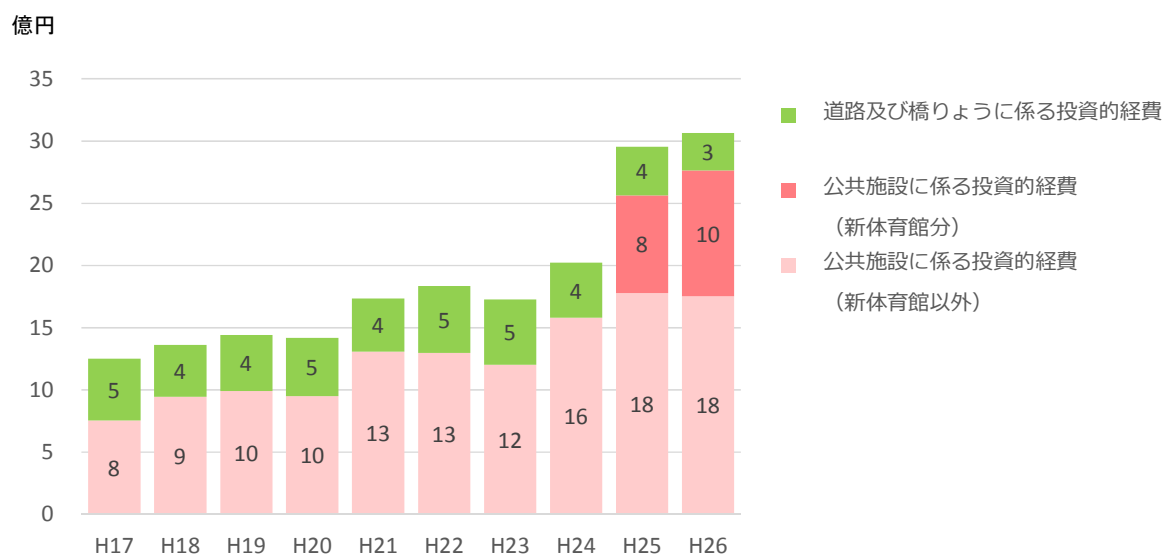
(資料：企画財政部)

(3) 投資的経費（普通会計）の内訳

投資的経費を平成 17 年度から平成 26 年度までの平均で見ると、平均額は約 18.8 億円で、そのうち道路及び橋梁に係る投資的経費が年間 4.4 億円程度、その他公共施設等に係る投資的経費が年間 14.4 億円程度となっています。

なお、平成 25 年度、平成 26 年度については、新体育館建設により、投資的経費の規模が大きくなっています。新体育館建設費を除外した場合、投資的経費の平均額は 17.0 億円程度になっています。

■投資的経費（普通会計）の推移



(資料：企画財政部)

道路及び橋梁に係る投資的経費

各年度の投資的経費の内訳の中で、「土木費：道路または橋梁」、「都市計画費：街路」として計上されているもの

その他公共施設等に係る投資的経費

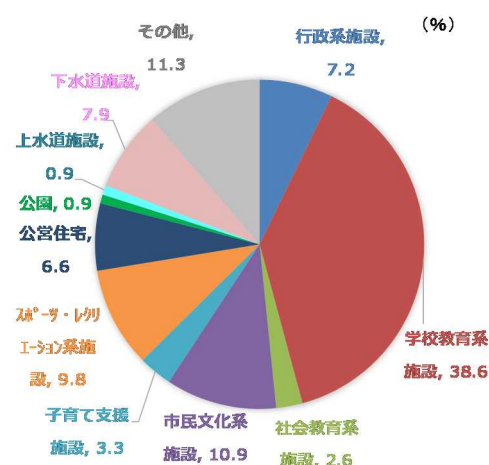
各年度の投資的経費の総額から、上記「道路及び橋梁に係る投資的経費」を差し引いたもの

3-4 公共施設の現状

(1) 公共施設の面積内訳

本市の保有する公共施設の内訳を見ると、延床面積では学校教育系施設が約4割を占めており、次いで市民文化系施設が約1割、スポーツ・レクリエーション系施設が約1割となっています。庁舎などの行政系施設は約1割を占め、これら4つで全体の約7割を占めています。

■公共施設の分類別床面積割合



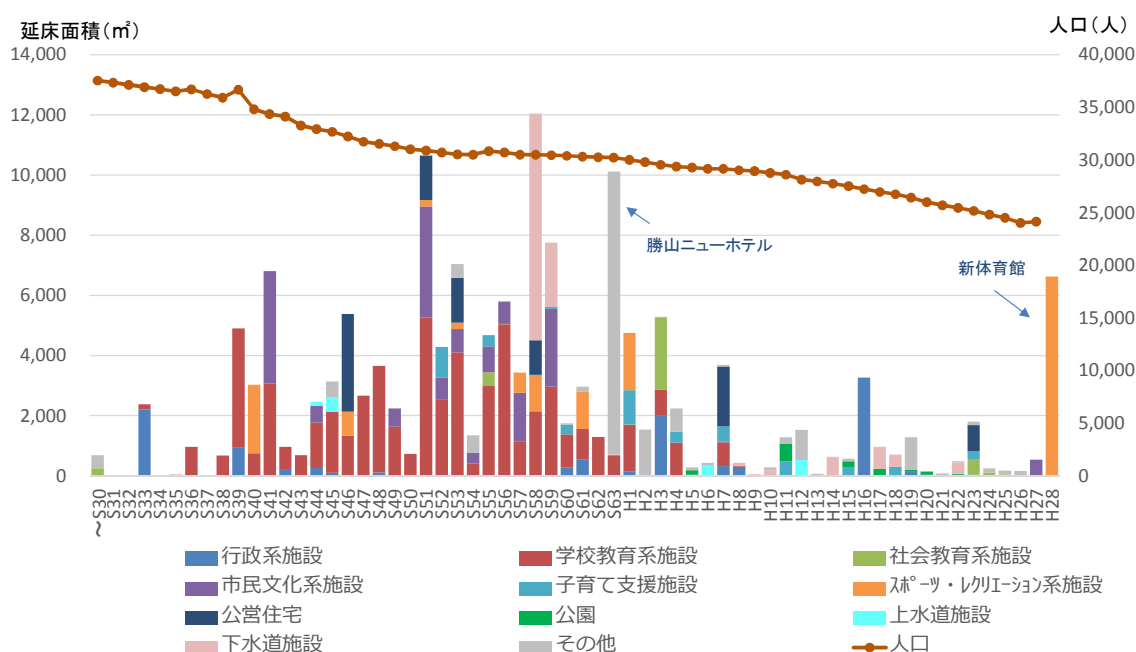
施設区分	施設数	延床面積 (㎡)	面積構成 (%)
行政系施設	35	11,095	7.2%
学校教育系施設	107	59,662	38.6%
社会教育系施設	11	3,988	2.6%
市民文化系施設	18	16,826	10.9%
子育て支援施設	15	5,067	3.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	12	15,159	9.8%
公営住宅	21	10,250	6.6%
公園	14	1,331	0.9%
上水道施設	4	1,450	0.9%
下水道施設	15	12,127	7.9%
その他施設	70	17,507	11.3%
合 計	322	154,463	100.0%

(資料：総務部)

(2) 公共施設の建築年別面積

公共施設の建設状況を経年でみると、昭和40年代から50年代にかけて、学校教育系施設をはじめとする多くの施設が建設されていたことが分かります。

■建設年代別の公共施設面積



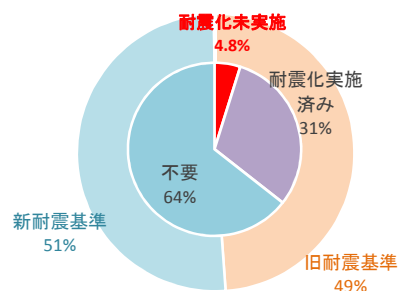
(資料：総務部、国勢調査)

(3) 公共施設の耐震化状況

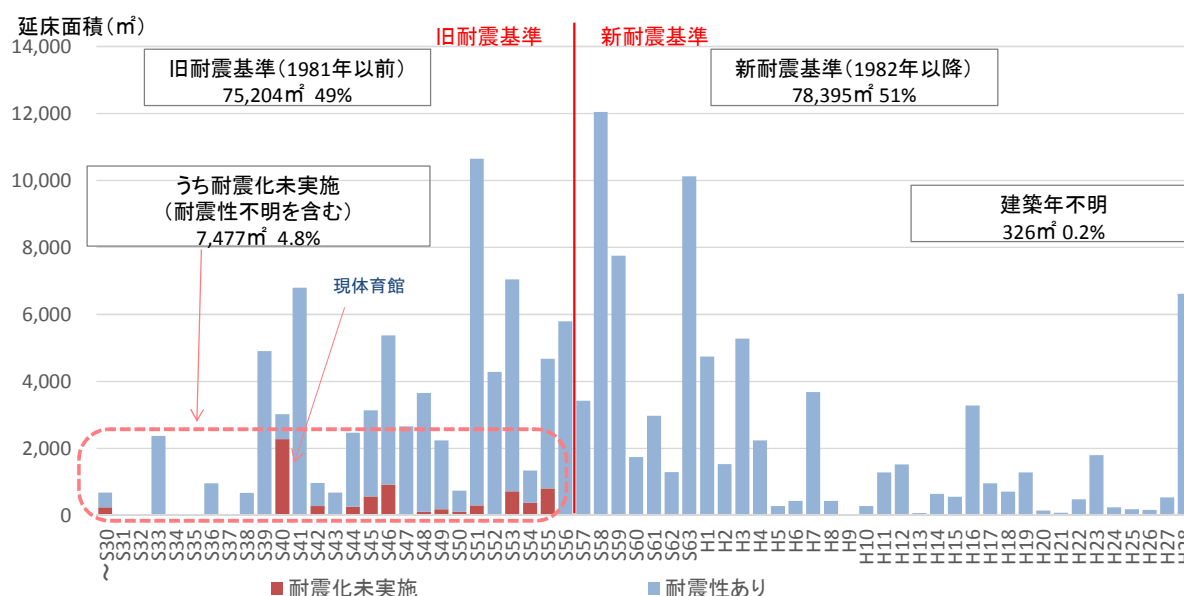
本市では、旧耐震基準の公共建築物が約 7.5 万㎡あり、全体の 49%を占めていますが、耐震化未実施の建物（耐震性が不明の建物を含む）は 0.7 万㎡にとどまり、耐震化率は 95.2%となっています（平成 28 年 3 月現在）。

なお、勝山市建築物耐震化促進計画の耐震化率（棟ベース）では、平成 27 年度末の耐震化率は約 93%となり、計画目標である 90%以上を達成しています。

■公共施設の耐震化率



■建設年代別の公共施設面積（耐震化の有無別）



(資料：総務部)

3-5 インフラ施設の現状

(1) 道路

本市の道路は、環白山地域を結ぶ中部縦貫自動車道（国道 158 号）を骨格とし、国道 157 号と国道 416 号により周辺都市と結ばれています。本市では、都市計画道路網は概成しており、県道勝山インター線も平成 29 年 3 月に開通予定となっています。残る（都）旭立川線などの整備が望まれています。

本市の市道は総延長 441km であり、総面積は 242 万㎡となっています。

■市道等の整備状況

種別	実延長(m)	面積(㎡)
1級幹線市道	56,836	497,683
2級幹線市道	37,295	234,131
その他の市道	347,701	1,692,746
市道計	441,833	2,424,560
農道	106,589	407,732
林道(舗装部)	75,087	308,428

1 級幹線市道

国道、県道を連絡する道路など

2 級幹線市道

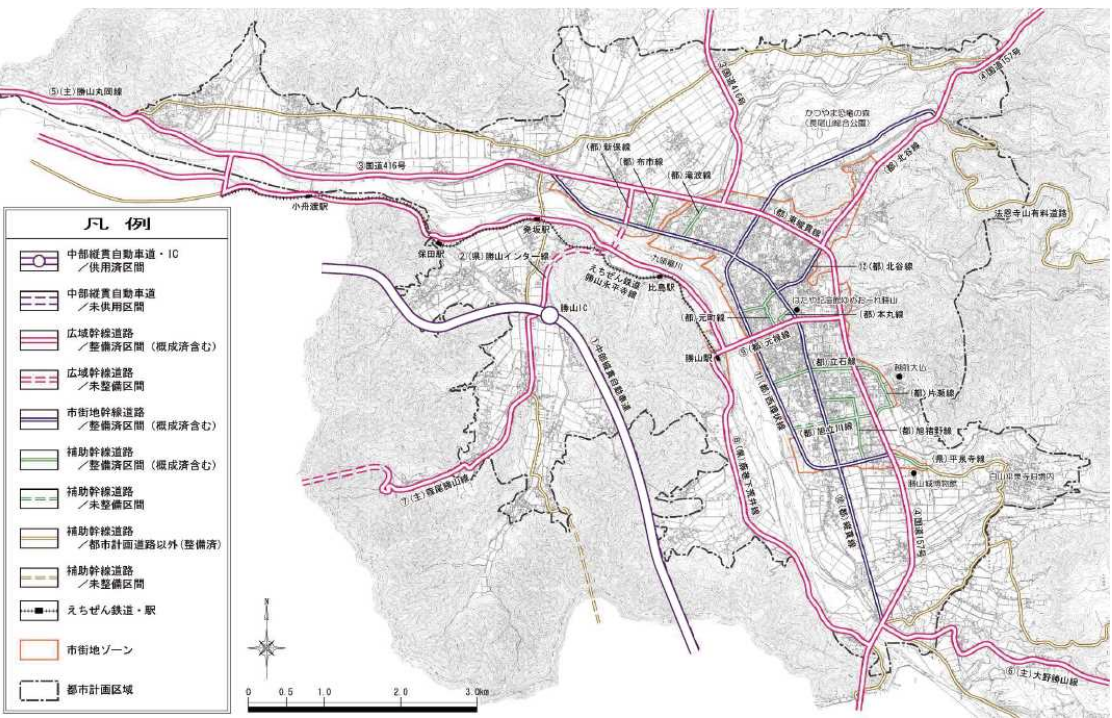
1 級幹線市道を補完し、基幹道路網を形成する道路

■道路の状況（平成26年4月）

	中部縦貫道	国道	主要地方道	一般県道	市道	合計
実延長	7km	40km	25km	56km	441km	569km
構成比	1.3%	7.0%	4.4%	9.9%	77.5%	100.0%

（出典：勝山市統計書）

■市街地およびその周辺の交通体系整備方針図



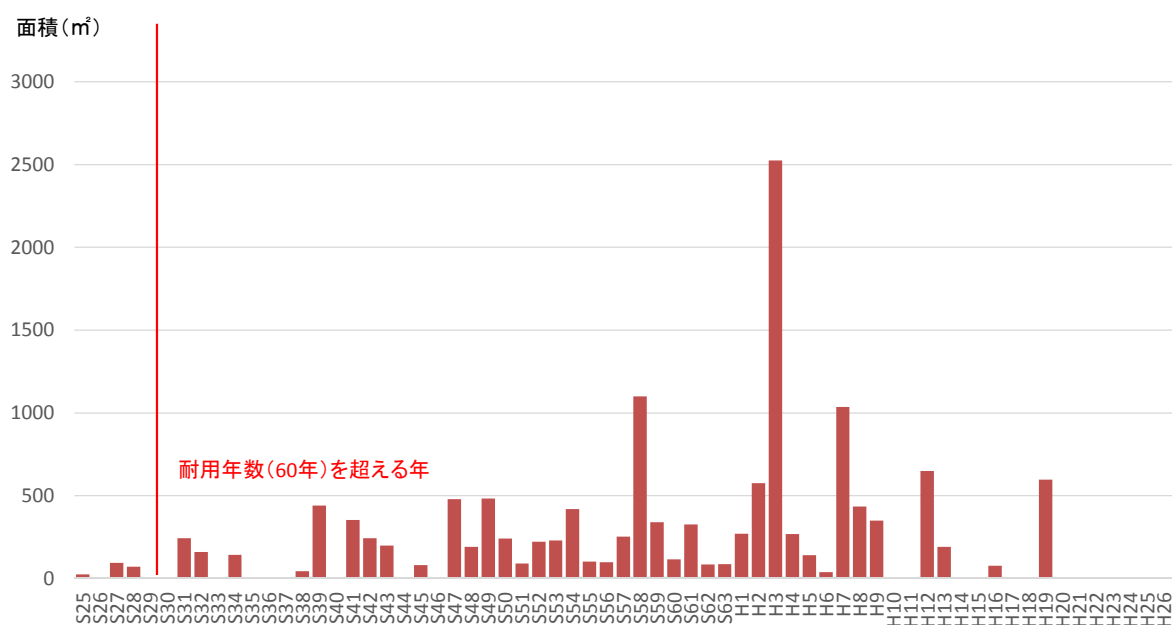
（都市計画マスタープランを一部修正）

(2) 橋梁

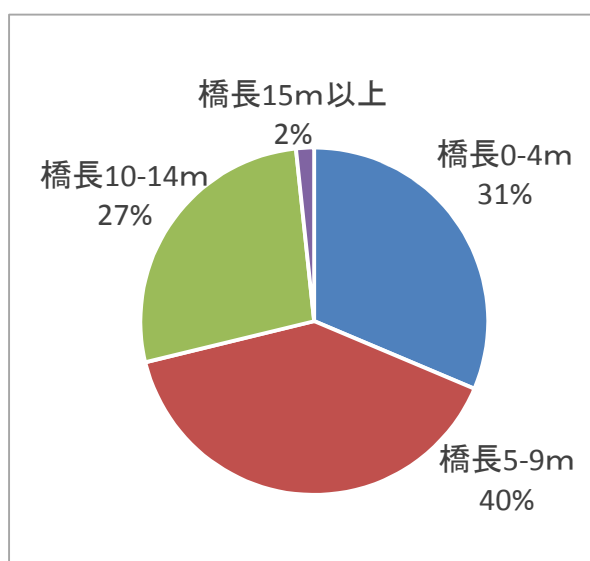
本市の橋梁は、355 橋あり、延長は約 3.7km、総面積は 2.2 万㎡となっています。平成 24 年度に「勝山市橋梁長寿命化修繕計画」（以下「橋梁長寿命化修繕計画」という。）を策定しており、計画的かつ予防保全的な維持管理・修繕による、橋梁の維持管理コストの縮減と財政負担の平準化を目指した取り組みを進めています。

なお、建設年度不明が 0.8 万㎡のほとんどが橋長 15m 未満であり、橋長 5m 未満が 3 割となっています（面積ベース）。

■建設年度別面積



■建設年度不明の橋長の内訳



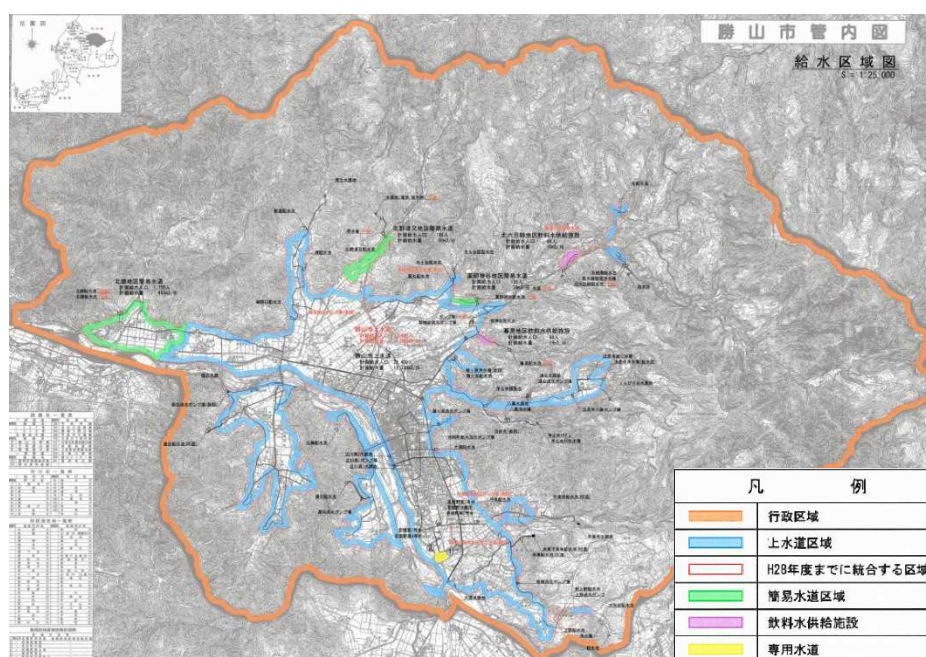
(資料：建設部)

(3) 上水道

本市は、上水道 1 事業、簡易水道 3 事業、飲料水供給施設 2 事業を有しており、地域住民に生活用水を供給しています。上水道及び簡易水道の延長は、導水管 12.6km、送水管 27.6km、配水管 278km となっています。平成 26 年度末の給水普及率は 97% となっています。

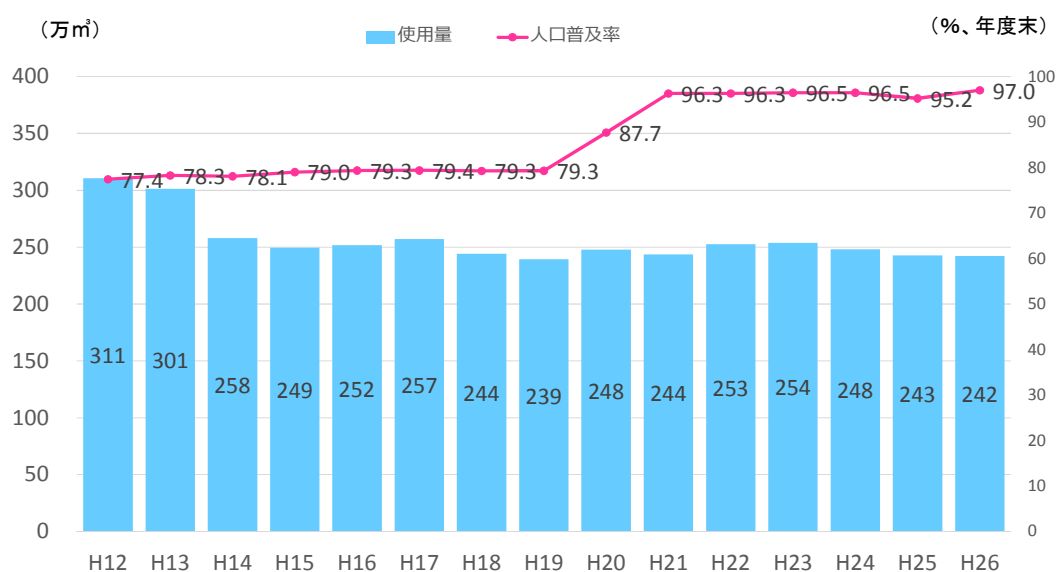
なお、平成 27 年度末に北野津又簡易水道を上水道に統合し、H28 年度末には北郷地区簡易水道、薬師神谷簡易水道、北六呂師飲料水供給施設、暮見飲料水供給施設が上水道に統合予定となっています。

■勝山市の給水区域と施設



(資料：勝山市水道ビジョン)

■上水道の人口普及率と上水道使用量



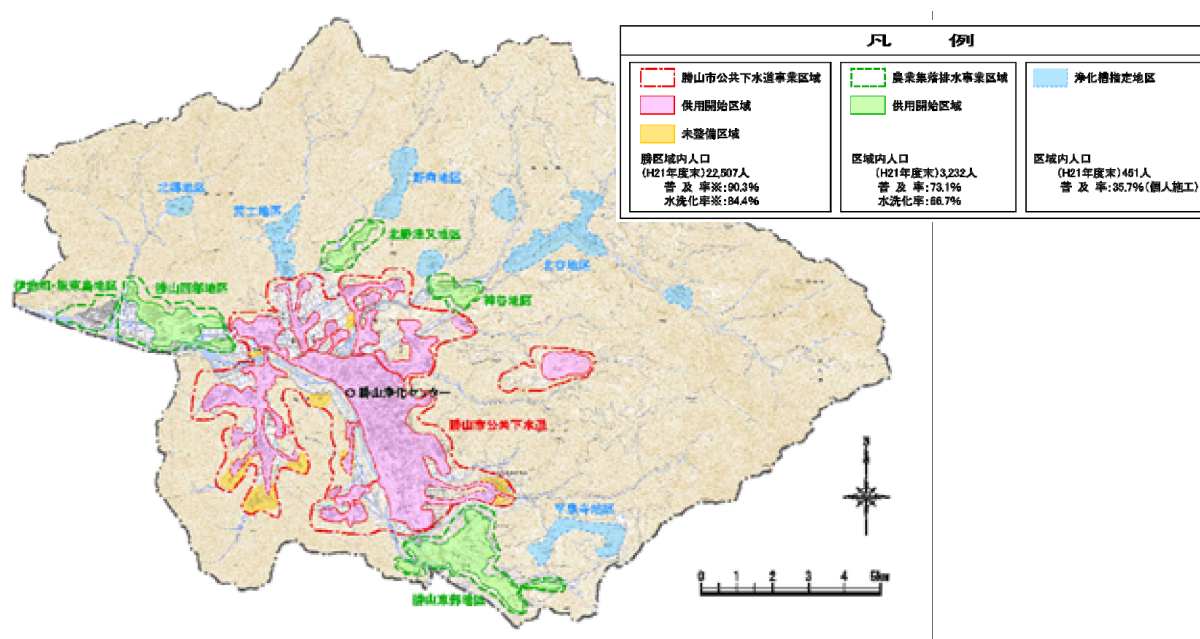
(出典：勝山市統計書)

(4) 下水道

本市の公共下水道事業は、市街地部の整備はほぼ完了し、周辺集落の下水道整備を進めているところです。平成 26 年度末の人口普及率は 88% となっています。下水道管きょは延長 223 km であり、管径別にみると 9 割以上が 250mm 以下となっています。また、勝山浄化センターでは、平成 24 年 2 月に「勝山市勝山浄化センター長寿命化計画」（以下「勝山浄化センター長寿命化計画」という。）を策定しています。

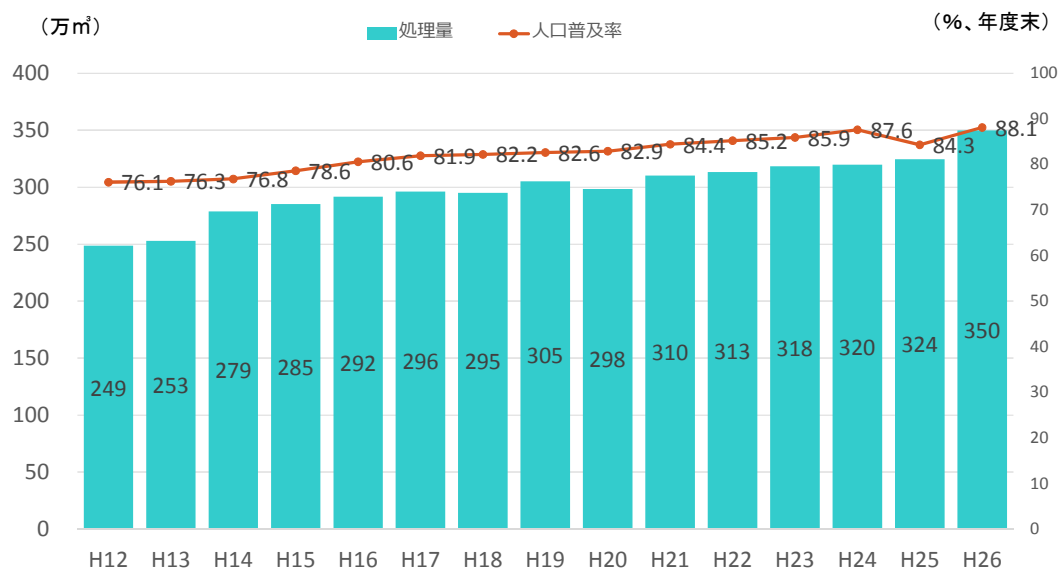
農業集落排水は、平成 5 年から平成 24 年までに 24 集落を 5 地区に分けて整備を行っており、延長は 46.6km となっています。

■下水道整備状況図（平成27年3月現在）



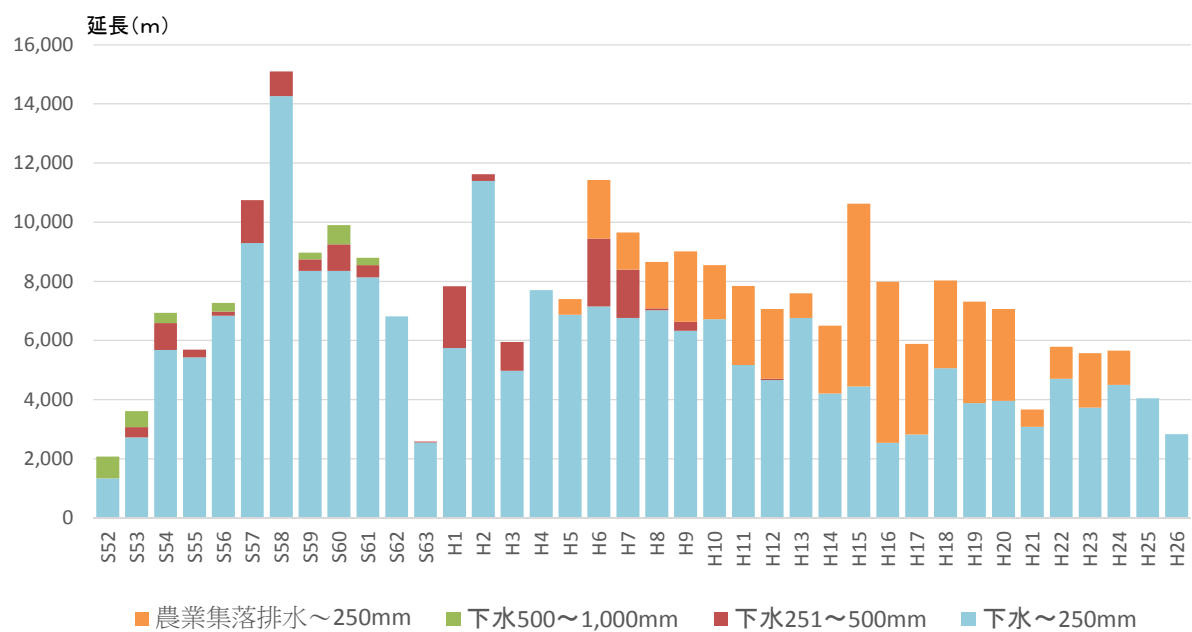
(出典：都市計画マスタープラン)

■下水道の人口普及率と浄化センター処理量



(出典：勝山市統計書)

■管径別下水道および農業集落排水の延長の推移

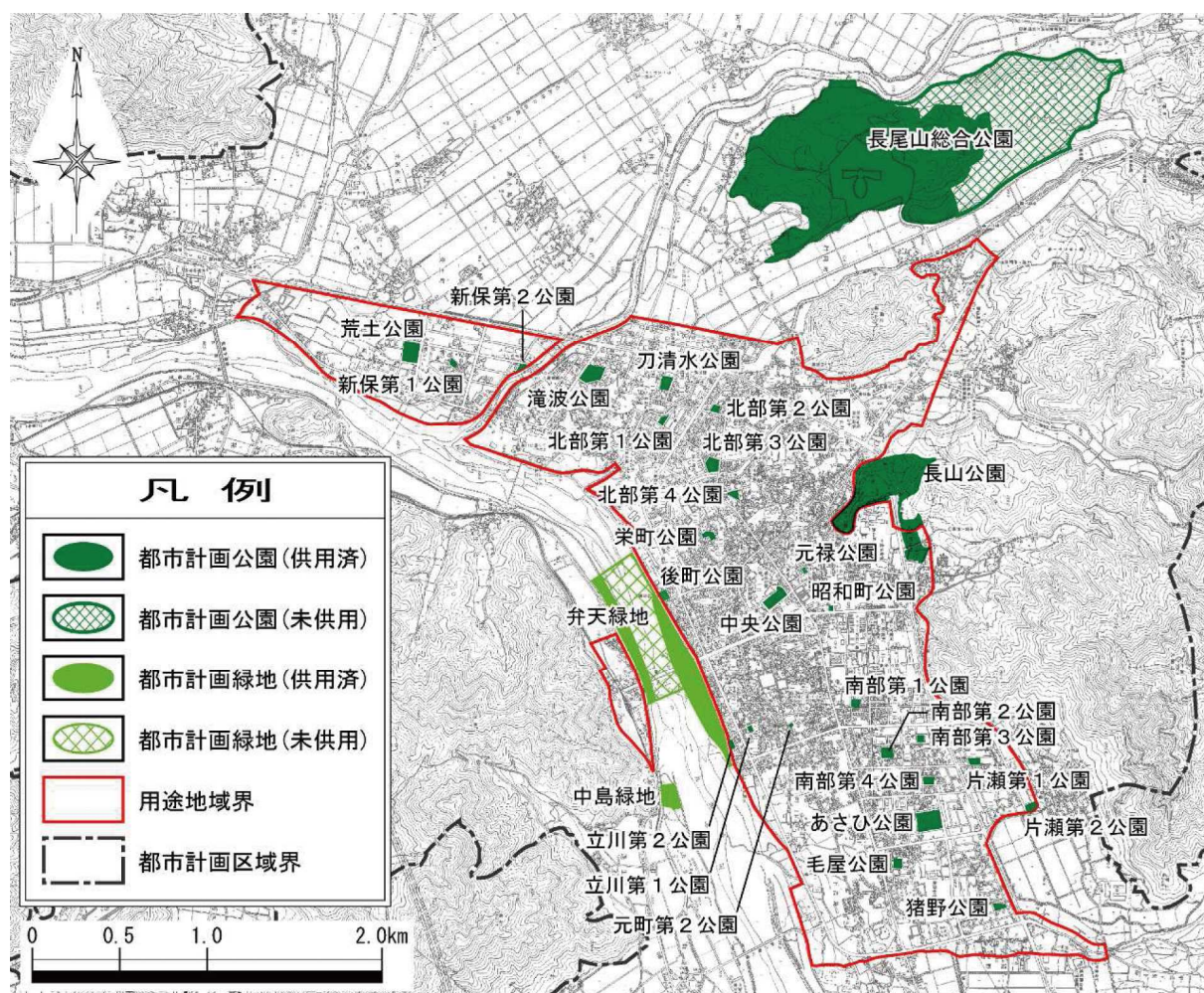


(資料：上下水道課)

(5) 公園

本市の公園は、都市計画公園 33 公園あり、約 107ha を供用しています。園内の遊具や休養施設等については老朽化が進行しているものも多いことから、健全度を把握するための点検調査を行った上で平成 25 年 10 月には「勝山市公園施設長寿命化計画」（以下「公園施設長寿命化計画」という。）を策定し、施設の長寿命化のための対策を計画的に進めています。

■公園・緑地の配置状況（平成 28 年 3 月現在）



（勝山市都市計画マスタープランを一部修正）

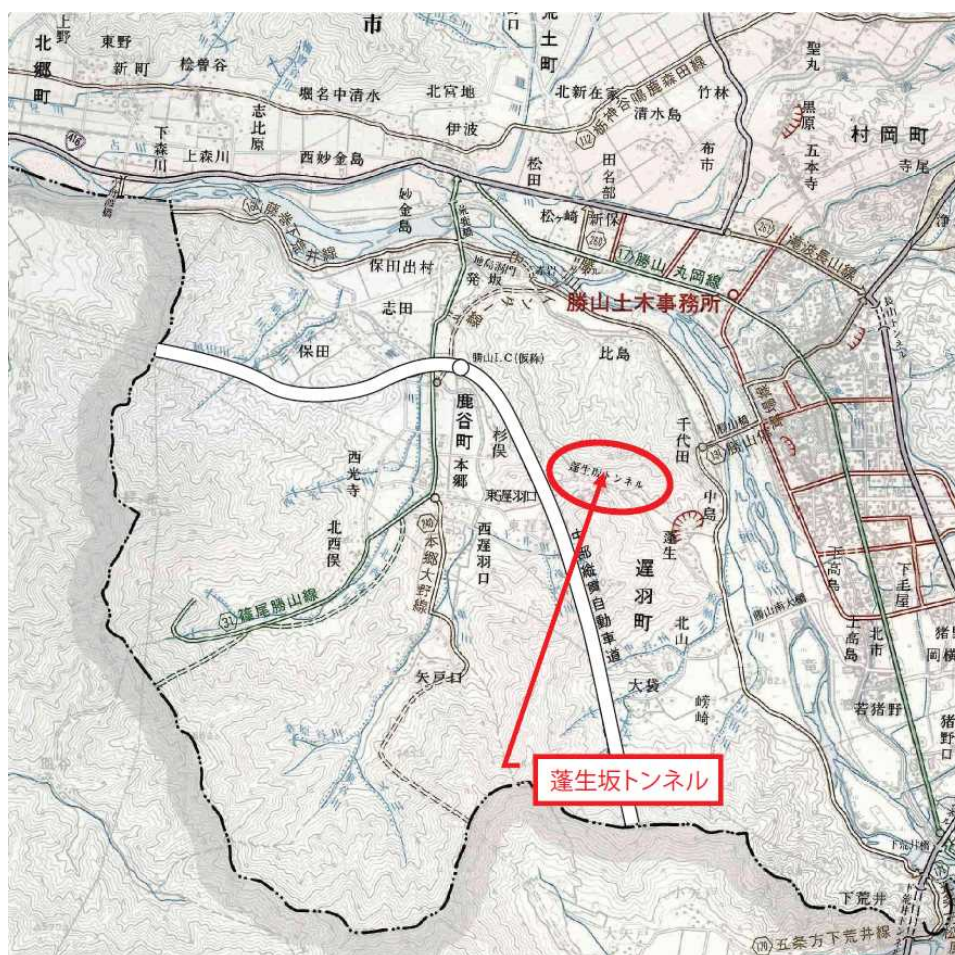
区分	都市計画公園				その他	合計
	街区公園	近隣公園	総合公園	緑地		
公園数	23	4	2	2	2	33
面積（ha）	4.87	4.34	88.3	9.27	0.04	106.82

（出典：勝山市統計書）

(6) その他

その他、本市では遅羽町蓬生に、幅員 7.5m、延長 465m（道路幅面積 3,487.5 m²）のトンネル、また約 11km の勝山大用水の他、約 549km の農業用水路、さらに雨水排水路として、約 11km の雨水幹線管きょと約 84km の流雪溝等を管理しています。

■トンネル位置図



(建設課資料を一部修正)

■農業用水路の延長

施設	区分	延長（m）		
勝山大用水	勝山新大用水	7,565	10,765	559,358
	勝山旧大用水	3,200		
その他水路	用水	267,996	548,593	
	排水	213,143		
	用排兼用	67,454		

(資料：農業政策課)

■雨水排水路設備

区分	数量
雨水幹線管きょ	10,954m
雨水調整池 (貯留能力)	3箇所 (2,900 m ³)
流雪溝	84,171m
消雪パイプ	15,931m

(資料：上下水道課、建設課)

3-6 中長期的な施設更新等の費用の見込み

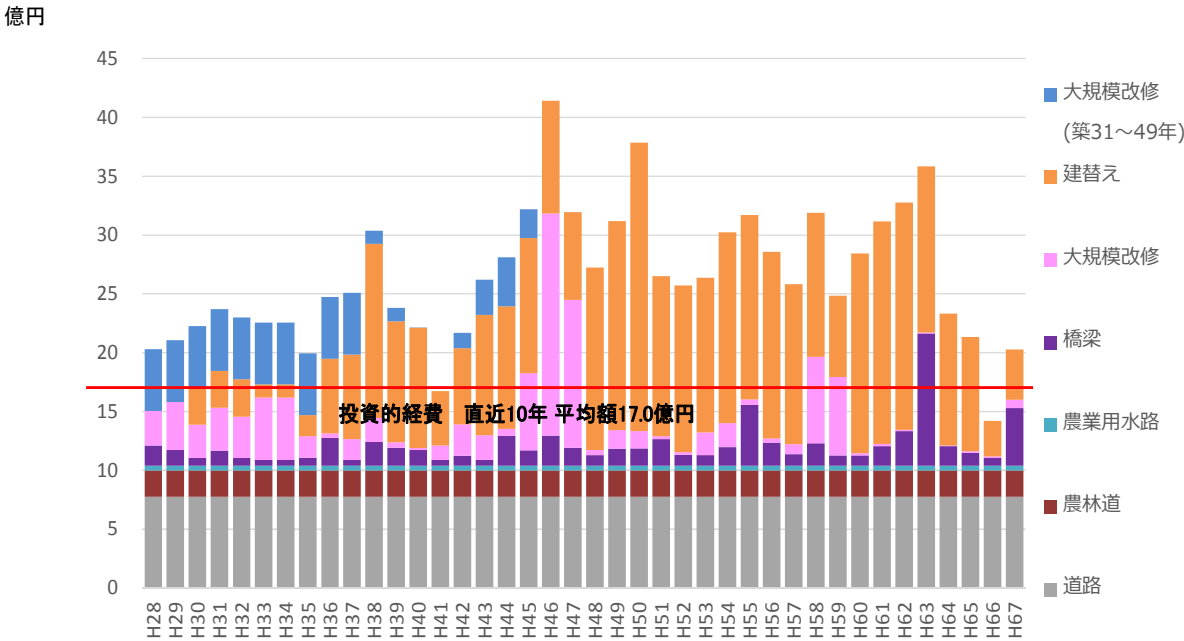
(1) 公共施設とインフラ施設（上下水道等を除く）の更新等費用

試算条件をもとに、本市が現在保有する公共施設とインフラ施設（普通会計の対象ではない上下水道施設等を除く）を将来においても同規模で維持し続ける前提で、中長期的に必要な更新等の費用について試算した結果、今後 40 年間の費用総額として約 1,055 億円、年間あたり約 26.4 億円の費用が見込まれます（後述する廃止予定施設の費用は除外しています）。平成 17 年度から平成 26 年度までの投資的経費の年平均額約 17.0 億円に対し、更新等費用が大きく上回る結果となりました。

更新量がピークを迎えるのは平成 46 年となっています（平成 46 年は勝山ニューホテルをはじめ大規模更新が重なり高額となっています）。

■現状の公共施設の改修・更新にかかる経費

（「総務省公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果）



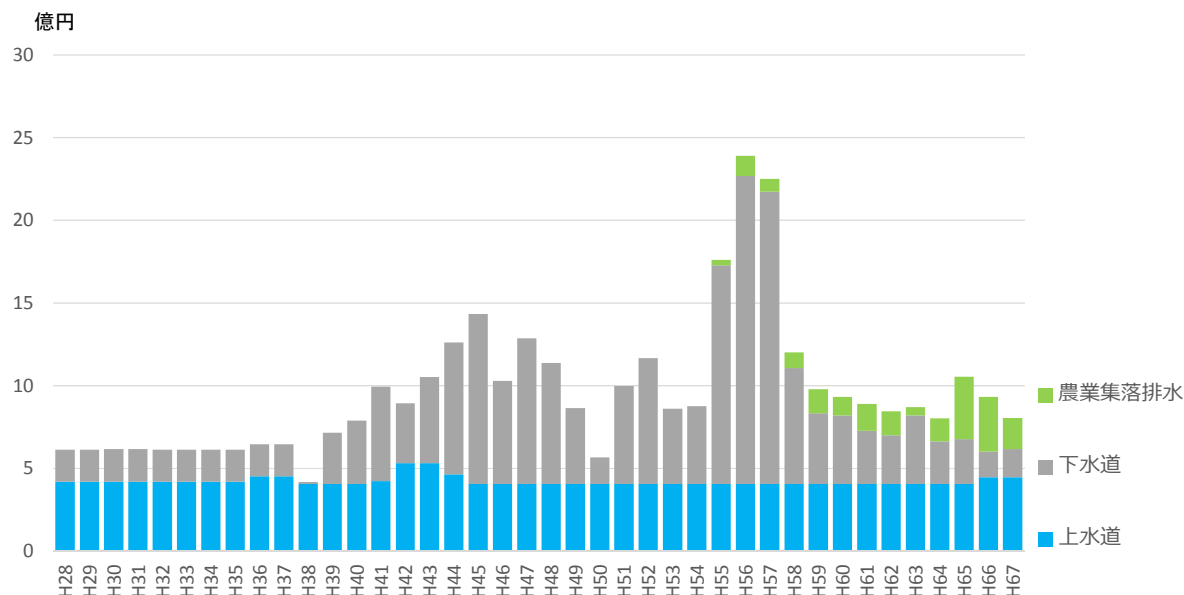
【試算条件】

項目	内容
試算対象	公共施設とインフラ施設（普通会計の対象でない上下水道施設や小規模な施設は除く）
更新等の 周期	建替えは建築後 60 年で、大規模改修は 30 年で行う想定。既に更新・大規模改修時期を過ぎた分については、当初 10 年間に均等割り付け。 過去 10 年間に大規模改修相当を実施した施設については、当該実施の 20 年後に大規模改修時期を先延ばしし、建替えが 30 年以内にある場合は大規模改修を実施しない。
更新等の 費用	耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に施設種別に応じた更新単価を乗じることにより、更新費用を試算。試算においては、一般公開されているソフトを活用。

（２）上下水道等の更新等費用

試算条件をもとに、本市が現在保有する上下水道および農業集落排水を同規模で維持し続ける前提で、中長期的に必要な更新等の費用について試算した結果、今後 40 年間の費用総額として約 383 億円、年間あたり約 9.6 億円の費用が見込まれます。

■現状の上下水道等の改修・更新にかかる経費



（「総務省公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果）

【試算条件】

項目	内容
試算対象	上下水道施設と農業集落排水施設
更新等の 周期	上水道管きょ：40年更新、下水道管きょ：50年更新を想定
更新等の 費用	耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に施設種別に応じた更新単価を乗じることにより、更新費用を試算。試算においては、一般公開されているソフトを活用。

第2章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 基本方針

1-1 基本方針の位置づけ

本市ではこれまで公共施設等の整備を進めてきましたが、その多くは老朽化が進んでいます。市民が将来にわたって安全・安心に公共サービスを享受するため、必要とされる公共施設や市民生活や産業を支えるインフラ施設については更新を行っていく必要があります。しかし、今後も同じように維持し、更新していくためには本市の歳出額に占める投資的経費の規模を大きく上回る費用となります。人口減少社会の到来等により、本市の財政状況は緊迫の度合いを強めていくことが想定されています。

これらの背景を踏まえ、本市では、公共施設等を通じたより良い市民サービスを提供していくため、公共施設等の整備・維持管理・運営に取り組んでいきます。

1-2 基本方針の考え方

本計画では、公共施設に関する取り組みの方向性をまとめるとともに、インフラ施設についても、取り組みの基本的な方向性を示すものとします。

なお、インフラ施設は市民生活や産業を支える基盤であり、都市構造や地域のあり方にも深く関わることから、総量の適正化については、「総合計画」や「勝山市都市計画マスタープラン」など上位計画からの段階的な議論・合意形成が必要となります。よって、インフラ施設については、長寿命化計画など既存の個別計画を踏まえ、維持管理の最適化・効率化や、長寿命化などの視点で方針を整理します。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

2-1 施設の維持管理の最適化

【対象】公共施設・インフラ施設

(1) 適正な維持管理の推進

①公共施設等の劣化状況・不具合の把握

本市ではこれまで、公共施設等の維持管理は各所管課が個別に対応しており、施設の劣化や不具合についての全体の状況等、施設情報を十分に把握できていませんでした。また、全ての公共施設等を一様に長寿命化することは財源的にも現実的でなく、将来にわたって使い続けることが有効と考えられる施設を選別していく必要があります。今後は、施設機能を良好に保つため、公共施設等に対する日常的な点検活動を推進し、全体の施設情報を十分に把握するとともに、点検活動に基づく情報を蓄積し、効果的な維持管理を行います。

また、日常的な点検活動や定期的な診断により安全面での支障が確認された場合には、安全確保のための措置を速やかに講じるなど、市民が常に安全・安心に利用できる環境を維持します。

②事後保全から保全計画に基づいた予防保全への転換

本市における公共施設等の維持管理は、これまで主として、施設に不具合が生じてから対応する、いわゆる「事後保全」での対応が行われてきました。今後は、長期的な視点に立った改修を行う、いわゆる「予防保全」の考え方を取り入れ、各施設における適切な保全計画や長寿命化計画を策定し、定期点検や耐震・劣化調査等の結果に基づき、計画的・効率的・効果的な改修を行います。

(2) 官民の適切な役割分担の推進

①新たな公共の担い手への事業移管

市民ニーズがあり民間施設で代替機能を担えるものや、民間でサービス提供した方が効率的なものについては、市民サービスを提供する上での官民の役割分担の検討を進め、民間やNPO法人等の新たな公共の担い手への事業移管を推進し、市民サービスの維持・向上に努めます。

②柔軟で弾力的な市有財産の活用

公共機能と民間機能を併設することで相乗効果が見込める施設については、これまでのように公共施設として単独で整備するだけでなく、民間活力を導入した施設の複合化を推進していきます。また、施設総量を縮減してできた土地や建物等の市有財産は、積極的に民間への賃貸や売却を図ることとし、まちの活性化を実現するとともに新たな財源を確保し、公共施設の整備や運営の財源に充当していきます。

2-2 施設の長寿命化と更新の最適化

【対象】公共施設・インフラ施設

(1) 公共施設等の長寿命化

①公共施設の長寿命化

本市ではこれまで、整備されてから 30 年から 40 年程度で公共施設の大規模改修を実施したものもありましたが、施設の長寿命化を図る上では、構造躯体と比べ耐用年数の短い建築設備の更新等について計画的な改修^注や修繕^注を実施していくことで、無理のない公共施設の長寿命化を行います。いわゆる「スクラップアンドビルド」ではなく、「使える施設はできるだけ長く使い続ける」という考え方のもとで、施設の耐震化や劣化対策を進め、良質な公共施設として長寿命化とライフサイクルコストを縮減します。

②インフラ施設の長寿命化

インフラ施設は市民生活や産業を支える基盤施設として重要な役割を担っています。今後長期にわたって、これらの施設を安全かつ適正に維持していくため、各所管課において、予防保全、事後保全等を適切に組み合わせた維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストを縮減します。

③施設更新の抑制による財政負担額の縮減と環境負荷の低減

公共施設等を長寿命化することで、施設更新を抑制し、それにかかる費用の総額を縮減します。その結果、必要な施設の更新を前倒しすることも可能となり、財政負担の平準化を図ることもできます。また、施設更新を抑制することで、施設整備に係る資材、エネルギー使用量や廃棄物を削減し、環境負荷を低減します。

2-3 施設性能の確保

【対象】公共施設・インフラ施設

(1) 公共施設等の安全性の向上と機能性の確保

①耐震改修促進計画に沿った耐震診断・改修の推進

公共施設の耐震化事業を計画的かつ効率的に推進させるために平成 20 年 6 月に「勝山市建築物耐震改修促進計画」を策定し、公共施設の耐震化については一定の成果をあげてきましたが、今後発生が予測されている大地震などに備え、更に耐震化を進め、公共施設の安全性の向上を図ります。

②インフラ施設の安全性の向上

インフラ施設のうち、橋梁や上下水道などの施設は、あらかじめ耐震化対策を行うことにより、災害時の被害・影響を低減させることが可能です。災害時においても、市民の安全を守り、市民生活への影響を最小限に止めるため、今後、各所管課において耐震化等の対策を計画的に行い、施設の安全性の向上とともに災害時における機能を確保します。

③社会情勢の変化に適応した機能性の確保

公共施設を長期間活用するためには、社会情勢の変化に適応した機能を確保する必要があることから、日々の維持管理や大規模修繕の際には、その時々社会情勢に適応した機能性が確保されているかどうか検証します。

2-4 施設の機能・総量の最適化

【対象】公共施設

現在の公共施設総量を維持し続けることは、財源的に非常に困難であることから公共施設の総量縮減を図ります。しかし、将来的な市民ニーズを視野に入れ検討した結果、必要となる公共施設については新設や更新を行います。その際、同種の機能を持つ施設の集約や、異なる機能を持つ施設の複合化を推進します。また、市民ニーズの薄れた公共施設については転用・廃止を検討する等、市民サービスを維持しながら市が所有する公共施設の総量縮減を推進します。

(1) ソフト・ハード両面の現況把握

①利用状況の把握

本市の公共施設の多くは昭和 40 年代から 50 年代に整備されており、公共施設の当初の設置目的と現在の利用形態が合致しているかどうかを確認する必要があります。今後の市民ニーズに応えるため、利用者数や稼働状況等、公共施設の利用状況の把握に努めます。

②施設再編、運営等に関する幅広い市民意見の把握

公共施設をよく利用する団体や市民だけではなく、日ごろ施設を利用することが少ない市民の声も反映させながら、より公平性の高い市民サービスの提供に努めます。今後、施設が整備された歴史的経緯を踏まえるとともに、可能な限り幅広い市民の声を聞きながら、公共施設の再編や運営のあり方について検討します。

③施設の運営費、維持管理費の把握

公共施設の利用状況とあわせて、施設の運営費や維持管理費を確認し、公共施設の運営に要しているコストを把握することで、効率的なサービスを提供するための基礎的情報を収集します。

(2) 施設の機能・役割の見直しによる、統廃合を含めた施設の再配置

①施設の維持、転用、更新、廃止の分類

公共施設の老朽化の状況や利用状況、運営・維持管理費等のソフト・ハード両面の情報を総合的に判断しながら、施設の維持、転用、更新、廃止等の分類を行います。

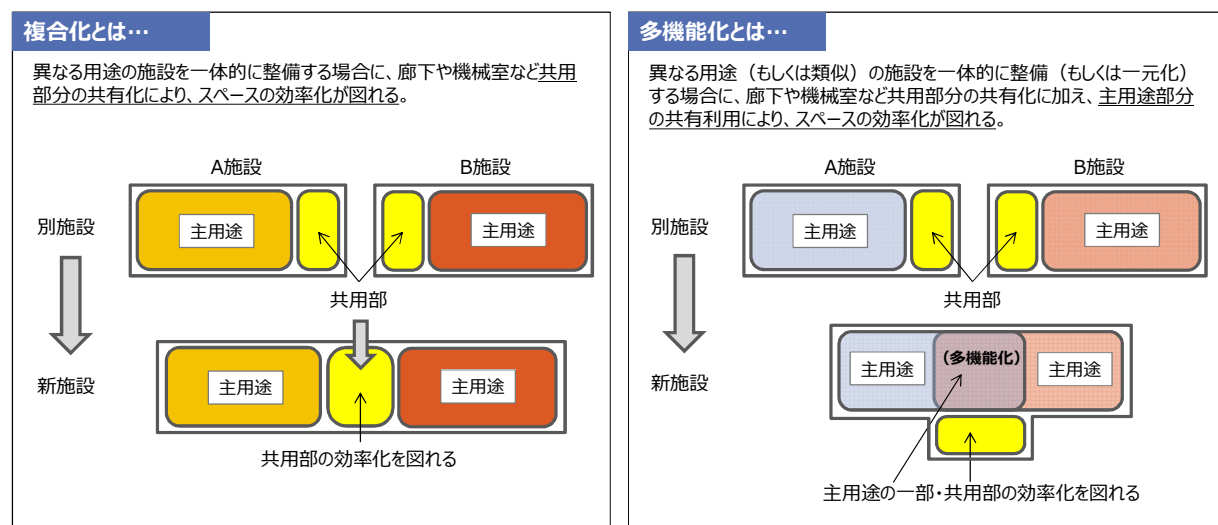
②人口減少及び財政の状況を見据えた公共施設の縮減

今後の本格的な人口減少社会の到来により、現状の公共施設総量を維持していくことは、市民サービスを提供する上で効率的ではありません。公共施設のソフト・ハード両面の現況を把握した結果、社会情勢の変化により施設の当初の設置目的から乖離が生じている施設や、運営、維持管理の上で非効率が生じている施設については、統合・廃止を含めた検討を進め、本市の厳しい財政状況を勘案して、公共施設総量を長期的に縮減します。

③公共施設の機能集約・複合化や多機能化※の推進

公共施設総量の縮減を図るため、施設の廃止による単純な床面積の縮減を推し進めると、市民サービスの低下を招く恐れがあります。そのため、これまでのように一つの機能に一つの施設を対応させるのではなく、同種の機能を集約することや、異なる機能を複合化することで相乗効果が見込める施設については、公共施設全体の効率化の観点から、施設の新設、更新や大規模修繕の機会を捉えて集約・複合化や多機能化を図り、市民サービスの質を維持しながら施設総量を縮減します。

■複合化と多機能化のイメージ



(3) 公共施設の縮減（削減目標）

①削減必要量

直近10ヶ年の投資的経費平均額17.0億円/年（約188億円）から考えると、普通会計の対象費用（40年間）26.4億円/年（約1,055億円）は、全体で約35%に相当する9.4億円/年（約374億円）縮減する必要があります。

②削減目標

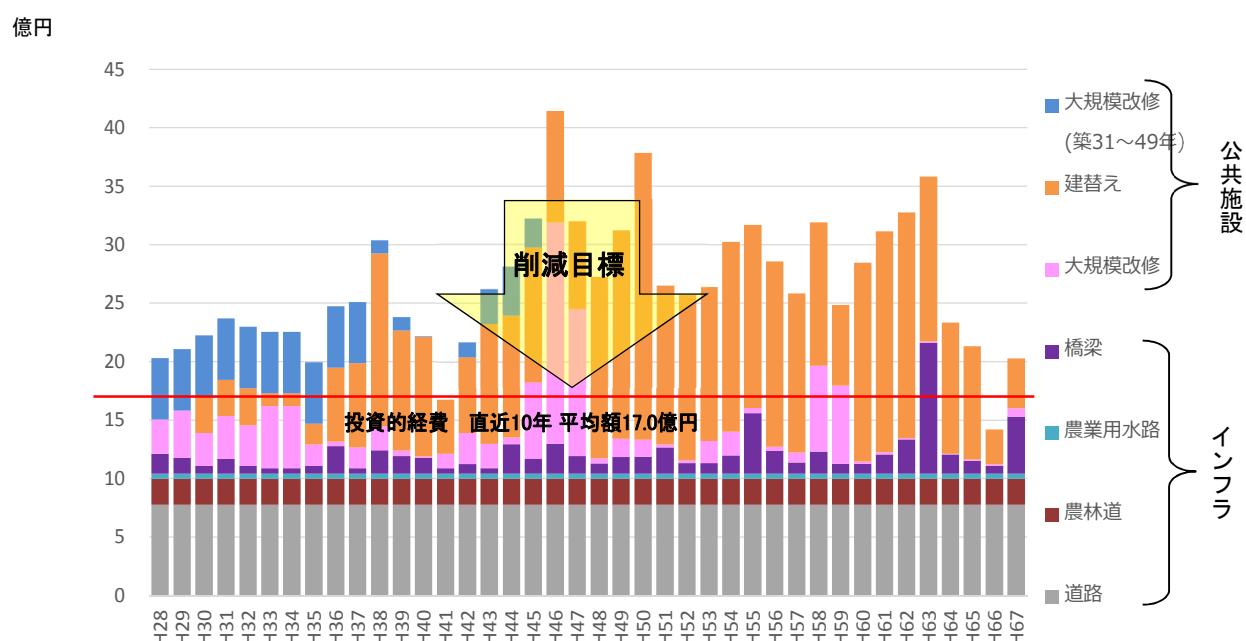
今後40年間の普通会計対象費用は次のとおりです。

インフラ施設 約486億円（12.2億円/年）

公共施設 約569億円（14.2億円/年）

今後、インフラ施設の総量は維持することを前提とすると、後述する廃止予定施設（全体面積の3%）を廃止した上で、公共施設分569億円から374億円（約66%）を縮減する必要があります。

■削減目標のイメージ



2-5 民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供

【対象】公共施設・インフラ施設

（１） 民間活力の導入による施設の整備費、維持管理費の縮減

これまでは公共施設の整備について、市が直接整備し、完成後の運営についても基本的には市が直営で行ってきましたが、近年、一部施設の運営については指定管理者制度^注など民間活力を導入しています。今後、新たに施設を整備する際には、PPP・PFI^注など民間活力の導入を図り、公共施設の整備や運営、維持管理に民間資金・ノウハウ（経営、技術など）を積極的に取り入れることでライフサイクルコスト^注を縮減し、効率的、効果的な市民サービスの提供に努めます。

インフラ施設の整備においては多額の整備費を必要とし、維持管理費も継続的に必要となります。一方で、インフラ施設に関する民間での技術開発等により、現状よりも安価で高品質な施設・設備等の導入も期待されます。また、維持管理業務の包括的な発注によるランニングコストの縮減の取り組み事例も見られるようになっていきます。今後のインフラ施設の整備・維持管理においては、民間のノウハウ・技術の活用を図るとともに、維持管理業務のさらなる効率化に努めます。

（２） 民間活力の導入によるサービス向上

今後は指定管理者制度の更なる導入や、市の直営から独立採算による民営への転換、運営を含む PPP・PFI の導入等、民間による多様で柔軟な施設管理手法を採用することで、コストの縮減を図りながら質の高いサービスを提供します。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 公共施設に関する個別方針

本市の保有する公共施設の内訳を見ると、延床面積では学校教育系施設が約4割を占めており、次いで市民文化系施設が約1割、スポーツ・レクリエーション系施設が約1割となっています。また、その他の公共施設として、庁舎などの行政系施設など、行政目的に応じた多様な施設があります。

上記のような施設内訳の現状を踏まえ、施設類型ごとの公共施設の管理に関する基本方針について、延床面積が多い学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、それ以外の公共施設の区分に整理します。

■公共施設用途別分類

大分類	中分類	本市の主な施設
行政系施設	庁舎等	市庁舎
	消防施設	消防庁舎 ポンプ庫
	その他行政系施設	スノーステーション 福祉健康センター
学校教育系施設	学校	小学校 中学校
	その他教育系施設	青少年センター
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館	資料収蔵庫 旧木下家住宅 白山平泉寺歴史探遊館
市民文化系施設	集会施設	公民館
	文化施設	市民会館 市民交流センター 教育会館 生涯学習センター
子育て支援施設	幼保・保育園・こども園	幼稚園 保育園
	幼児・児童施設	児童センター 児童館
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	市営体育館 市営温水プール B&G 財団海洋センター 新体育館
公営住宅	公営住宅	公営住宅 定住促進住宅
公園	公園	レストハウス長尾山 東山いこいの森 岩屋オートキャンプ
上水道施設	上水道施設	若猪野ポンプ場 立川上水道管理センター
下水道施設	下水道施設	勝山浄化センター
その他	その他	えちぜん鉄道勝山駅舎 はたや記念館 温泉センター

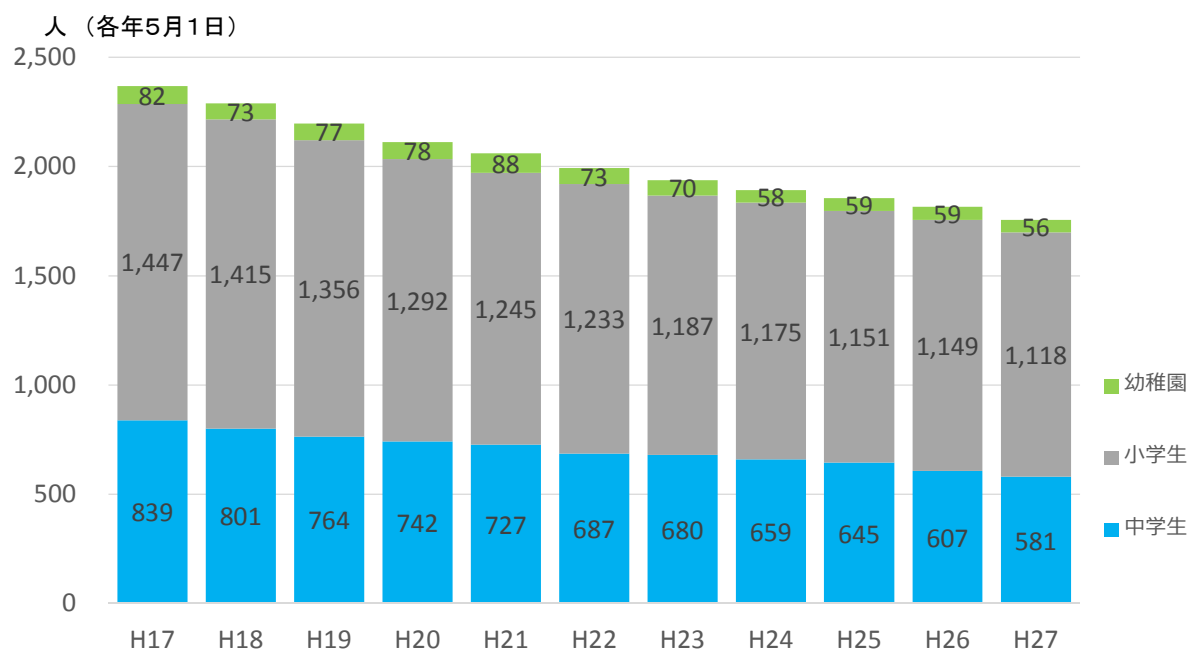
※分類については「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（平成23年財団法人自治総合センター）」に示されている基準をもとに作成

1-1 学校教育施設

(1) 現況

本市が保有・運営する学校教育施設のうち中学校3校、小学校9校、および子育て支援施設のうち幼稚園2園は、延床面積は約6.1万㎡、全体の公共施設に占める割合は約39%となっています。近年の児童・生徒数の動向を見ると、小中学生、園児ともに減少傾向となっています。

■市立小中学校・幼稚園の児童・生徒数の推移



（資料：勝山市統計書）

(2) 管理に関する基本方針

①適正な維持管理による長寿命化の実現

学校教育系施設は本市の公共施設総量の約4割を占めており、今後の維持管理・更新等にかかるコストに対する影響も大きなものとなっています。特に昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設された施設の老朽化が進んでいたため、ここ数年耐震工事にあわせて大規模改修工事を実施してきました。今後は、適切な維持管理と計画的な改修等により、庁内の関連部局や学校が連携し、日常的な点検活動・診断等を通じて、維持管理上の問題点を速やかに共有し、防災機能の強化を図るなど、災害時等において十分な機能を果たせる施設として適切に維持管理を行っていきます。

②社会情勢の変化を踏まえた施設の総量縮減

本市においても、今後さらなる少子化が進むことが予想され、児童・生徒数が減少することは避けられない中、教育環境を改善するため、通学面での安全性や各地域における個別事情を十分に考慮した上で、学校規模の適正化・総量縮減について検討していきます。

具体的には、平成25年度に教育委員会において地区別懇談会や保護者との意見交換会の結果から、当面の中学校再編の方針をまとめております。その内容は、平成30年度に「中学校再編検討委員会」を設け、平成31年度中に方針の結論を得ることとし、具体的な再編の時期については平成36年から37年度を目途としています。また、小学校については、学校区の保護者や地域住民の意見を尊重して対応することとしています。

今後、再編委員会の検討結果等に基づき学校施設の再編に取り組み、統廃合によって学校が廃校となる場合には、その後のあり方について市民との十分な対話を行い、具体的な利活用策について検討を進めていきます。

③民間との連携による効率的・持続可能なサービスの提供

良好な教育環境の維持・充実や、児童・生徒に対する安全・安心の確保を前提としたうえで、施設の維持管理等に民間のノウハウ・サービスを適切に導入し、効率的な維持管理とサービスの向上に努めます。

また、中長期的に必要な建替え等の整備においては、PPP・PFIなどにより民間の資金やノウハウを活用することで、ライフサイクルコストの縮減や、財政負担の平準化を図り、持続可能なサービスを提供します。

1-2 スポーツ・レクリエーション施設

(1) 現況

本市におけるスポーツ・レクリエーション施設には下表に示すものがあります。平成 28 年 3 月には新体育館が完成しました。市民のスポーツ振興や選手育成・強化の拠点施設として、また幅広い年齢層の市民が健康増進のために気軽に運動や健康づくりができ、「健康長寿のまち勝山」の実現に向けた健康増進を担う新たな施設として、加えて防災機能・多彩なイベントにも対応できる施設として整備されました。

一方、現在の市営体育館をはじめ、旧耐震基準（昭和 56 年以前の建築）の建物も多くあります。

■スポーツ・レクリエーション施設の一覧

施設名		建築年度
市営武道場		不明
市営体育館		昭和 40 年度
勤労青少年体育センター	体育館	昭和 46 年度
勝山市立弓道場		昭和 53 年度
市営庭球場	クラブハウス	昭和 53 年度
林業者健康トレーニングセンター	体育館	昭和 57 年度
B&G財団勝山海洋センター	プール管理棟	昭和 58 年度
B&G財団勝山海洋センター	プール	昭和 58 年度
B&G財団勝山海洋センター	体育館	昭和 61 年度
勤労青少年体育センター	トイレ増築部	平成 12 年度
新体育館		平成 27 年度
市営温水プール		平成元年度

(2) 管理に関する基本方針

①社会情勢の変化を踏まえた施設の総量縮減

老朽化が進み、かつ耐震改修が未実施である施設については、利用状況を見ながら廃止や見直しを検討しています。具体的には、平成 28 年度には市営体育館を廃止する予定で、平成 29 年度には「勝山市立弓道場」、平成 30 年度には「市営武道場」、「勤労青少年体育センター」を廃止し、「B&G 財団勝山海洋センター」の体育館とプールを見直して、弓道場と武道場を集約していきます。

②民間との連携による効率的・持続可能なサービスの提供

スポーツ・レクリエーション施設の維持管理・運営については、各施設の利用状況を踏まえ、施設の維持管理等に民間の経営ノウハウ・サービスを適切に導入し、効率的な維持管理とサービスの向上に努めます。

1-3 その他の公共施設

(1) 現況

公共施設は多種多様な施設で構成されており、庁内の様々な部課が所管し、個別に維持管理を行っていることから、横断的な視点を持った取り組みが重要となります。本市では庁内各課の参画の下で、公共施設の再編や市有財産の有効活用、財源などの課題解決を図るため、庁内での連携した取り組みを進めていきます。

(2) 管理に関する基本方針

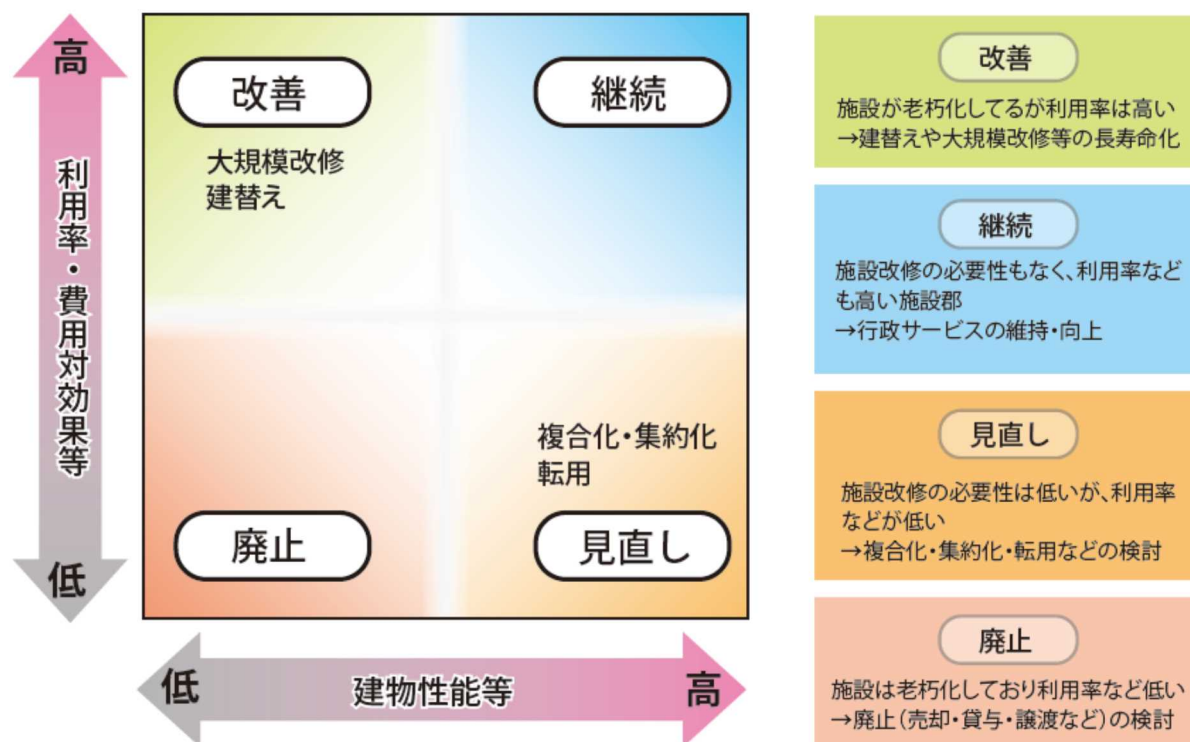
①適正な維持管理による長寿命化の実現

その他の公共施設は、施設に何らかの不具合や故障が生じてから対応するこれまでの事後保全から定期点検や耐震・劣化調査等の結果に基づき長期的な視点に立った改修を行う、いわゆる予防保全への転換を行うため、長期にわたって維持・利活用していく施設については、長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

②社会情勢の変化を踏まえた施設の総量縮減

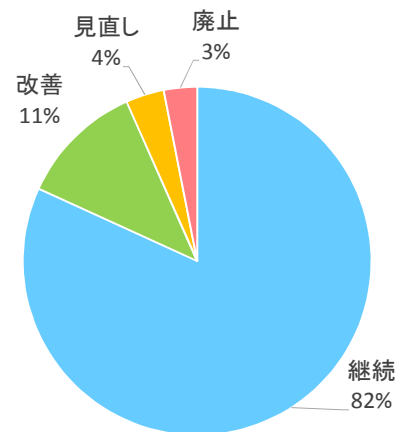
公共施設の用途区分に応じて、利用率（ニーズ）や費用対効果、および義務的施設であるかどうかの指標と、建物性能（機能や老朽度等の安全性）の指標を2つ設定することで、継続、改善、見直し、廃止に関する評価や判断を分かりやすく行うものとします。

■施設評価に基づく総量縮減のイメージ



現状では、全 322 施設の存続方針は、廃止 3%、見直し 4%、改善 11%、継続 82%であり、多くが継続予定となっています（延床面積ベース）。先述のとおり、現状のインフラ施設を維持することを前提とすると、廃止予定施設（全体面積の 3%）を廃止した上で、今後の 40 年間の総量で公共施設に係る経費を約 53% 削減する必要があります（削減率は費用ベース）。現在の存続方針を維持することは困難な状況であるため、社会情勢の変化を踏まえ、適切な公共施設の規模を引き続き検討していきます。

■現状における公共施設の存続方針



※面積ベース

③民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供

公共施設の整備にあたっては、施設の設計・建設から維持管理・運営に至るまで、PPP・PFIなどの民間の経営ノウハウや資金を活用することで、より良い市民サービスの提供と、財政負担の平準化や事業のライフサイクルコストを削減します。

また、新たな財源確保の観点から、施設の移転跡地についても有効活用を図ります。

2 インフラ施設に関する個別方針

2-1 道路

(1) 現況

本市の道路は、環白山地域を結ぶ中部縦貫自動車道（国道 158 号）を骨格とし、国道 157 号と国道 416 号により周辺都市と結ばれています。本市の市道は総延長 44.1 万 m であり、総面積は 242 万 m²となっています。都市計画道路網は概成しており、県道勝山インター線も平成 29 年 3 月に開通予定となっています。残る（都）旭立川線などの整備が望まれています。

道路は市民生活や産業を支える基幹的なインフラであり、また、防災上も重要な役割を担うことから、その機能を将来にわたって適正に維持していく必要があります。平成 25 年度には路面性状調査を実施することにより、補修の必要区間・延長を集計し、舗装補修の修繕計画を立案しています。

(2) 管理に関する基本方針

①適正な維持管理による長寿命化の実現

既存道路及び道路附属物の維持管理については、道路の状態を十分に把握するとともに、日常の巡視及び道路ストック点検調査に基づく情報を蓄積し、効果的な維持管理を行います。

支障が確認された場合には、安全確保のための措置を速やかに講じるなど、市民が常に安全・安心に利用できる環境を維持し、補修工事を行うにあたっては、ライフサイクルコストを縮減します。

都市計画道路の未整備区間については、今後の社会情勢の変化などを見極めながら、適宜見直しを行うとともに、本市の道路ネットワーク形成に向けて必要な整備を着実に進めます。

②民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供

民間のノウハウ・技術の活用などを通じて、整備や維持管理に要するコストの縮減と、サービス水準の向上に努めます。

また、施設状態の監視や清掃活動などにおいては、市民との連携も図りながら効率的な維持管理に努めます。

2-2 橋梁

(1) 現況

本市の橋梁は、355 橋あり、延長は約 3.7km、総面積は 2.2 万㎡となっています。橋梁は道路とともに本市の交通ネットワークの一端を担うインフラとして、その機能を将来にわたって適正に維持していく必要があります。

一般的に橋梁の老朽化の目安は建設後 60 年程度とされており、これまでの整備経緯を見ると、老朽化対策が必要な時期にさしかかっています。こうした中、道路ネットワーク上の重要橋梁を対象として平成 24 年 12 月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、従来の対症療法的な修繕から、計画的・予防保全的な修繕に転換し、必要予算の平準化および維持管理コストの縮減に努めています。

(2) 管理に関する基本方針

①適正な維持管理による長寿命化の実現

日常的・定期的な点検活動を通じて、橋梁の状態を十分に把握するとともに、点検活動に基づく情報を蓄積し、架設状況・架橋地点にあわせて適切に管理区分の整理を行い、効果的な維持管理を行います。

また、老朽化対策が必要となった橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」や定期点検の結果に基づきながら、必要な事業や対策を着実に進めていきます。

②民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供

民間のノウハウ・技術の活用などを通じて、整備や維持管理に要するコストの縮減と、サービス水準の向上に努めます。

また、定期点検においては職員による目視点検に加え、必要に応じ、橋梁専門業者による点検を行います。

2-3 上水道

(1) 現況

本市は、上水道 1 事業、簡易水道 3 事業、飲料水供給施設 2 事業を有しており、地域住民に生活用水を供給しています。上水道及び簡易水道の延長は、導水管 12.6km、送水管 27.6km、配水管 278km となっています。平成 27 年度末に北野津又簡易水道を上水道に統合し、平成 28 年度末には北郷地区簡易水道、薬師神谷簡易水道、北六呂師飲料水供給施設、暮見飲料水供給施設が上水道に統合予定となっています。

勝山市水道事業基本計画書（平成 18 年 3 月）や総合計画に基づき、「安心できる水を安定して供給しつづける水道を目指して」を基本理念とした「水道ビジョン」を平成 21 年 3 月に策定しています。

(2) 管理に関する基本方針

①適正な維持管理による長寿命化の実現

水道事業は、人口減少、節水意識の普及に伴い、料金収入は減少していくことが想定されます。一方、今後は多くの施設が大規模更新・再構築の時期を迎えます。水道事業を持続可能なものにするには、より精度の高いアセットマネジメントを実践することで、将来における管路や配水池、ポンプ設備など重要度・優先度を踏まえた水道施設全体の耐震化や更新需要を見通し、財源の裏付けをもった更新投資の平準化が可能となります。計画的な更新投資で経営面への影響を抑えながらサービス水準の維持向上に努めます。

②社会情勢の変化を踏まえた総量縮減

更新に際しては水需要予測に基づき施設的能力や管路口径など、ダウンサイジングによる最適化を図り更新費用、維持管理費用の縮減に努めます。

③民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供

上水道施設については、国の「新水道ビジョン」に水道を取り巻く厳しい社会環境などを踏まえ、健全かつ安定的な事業運営の持続のための重点的な実現方策の一つとして、「官民連携の推進」が掲げられています。本市においても官民がそれぞれ備えている技術・ノウハウを活かした適切な官民連携の形態を検討し、将来にわたる技術水準の向上やサービス水準・お客さま満足度の維持向上に努めます。

2-4 下水道

(1) 現況

本市の公共下水道事業は、市街地部の整備はほぼ完了し、周辺集落の下水道整備を進めており、下水道管きょは延長 223 km、管径別にみると 9 割以上が 250mm 以下となっています。農業集落排水事業は、農業集落排水事業は、24 集落を 5 地区に分けて、平成 5 年から平成 24 年までに整備されており、延長は 46.6km となっています。

また、勝山浄化センターでは、平成 24 年 2 月に「勝山浄化センター長寿命化計画」を策定してライフサイクルコスト削減を進め、また包括的民間委託により維持管理の一層の向上と維持管理費の低減を図っています。

(2) 管理に関する基本方針

①適正な維持管理による長寿命化の実現

日常的な点検活動を推進するとともに、点検活動に基づく情報を蓄積することで効果的な維持管理を行います。日常生活に支障をきたす道路陥没など事故の発生やポンプ場など機能停止を未然に防ぐため、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた計画的な改築を実施します。

②民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供

下水道施設については、国の「新下水道ビジョン」の中でも官民連携の推進が掲げられており、本市では包括的民間委託により、民間が持つ蓄積した技術力やノウハウ等を活かし、適切な役割分担のもと、下水道事業に係る業務の「補完」を受けつつ、適切な管理体制の構築によりコストの削減と、サービス水準の向上に努めます。

2-5 公園

(1) 現況

本市では、市内の都市公園 33 公園の維持管理を行っており、日常的に多くの市民に利用されています。区画整備事業に伴って整備された公園、特に、園内の遊具や休憩施設については老朽化が進行しているものも多く見られます。

これに対し本市では、日常的な巡回等による点検や補修の他、市民からの報告を受け、随時、補修保全に努めています。この他、定期点検を年 1 回以上実施しており、すべての施設に対し、目視、打診などの点検を行い、異常が発見された施設及び設置年が古く劣化が著しい施設については、随時、修繕等を行っています。

また、遊具等の園内施設の劣化・損傷の状態を適切に把握し、優先度に応じた計画的な維持保全を行っていくため、平成 25 年 10 月には遊具や休憩施設等を対象として「公園施設長寿命化計画」を策定しています。

(2) 管理に関する基本方針

①適正な維持管理による長寿命化の実現

予防保全的な管理の考えから、定期的に目視等による点検を行うことで、日常的な維持保全管理の下、長寿命化につながる管理を行っていきます。

また、老朽化が進みつつある園内の遊具や休養施設等については、特に安全性に配慮する必要がありますことから、「公園施設長寿命化計画」に基づき施設の修繕等を確実かつ適切に進めていきます。

②民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供

施設状態の監視や清掃活動などにおいては、市民との連携も図りながら効率的な維持管理に努めます。また、公園の管理業務については指定管理制度等を活用した民間との連携や、地元自治会への管理委託等により、コストの縮減や市民サービスの向上を図ります。

2-6 その他

(1) 現況

本市では遅羽町蓬生に、幅員 7.5m、延長 465m（道路幅面積 3,487.5 m²）のトンネル、また約 11km の勝山大用水の他、約 549km の農業用水路、さらに雨水排水路として、約 11km の雨水幹線管きょと約 84km の流雪溝等を管理しており、適正な維持管理が求められています。

(2) 管理に関する基本方針

①適正な維持管理による長寿命化の実現

引き続き日常的な点検活動を推進し、施設の状態を十分に把握するとともに、点検活動に基づく情報を蓄積し、効果的な維持管理を行います。

支障が確認された場合は、安全確保のための措置を速やかに講じるなど、市民の暮らしの安全・安心を維持します。

②民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供

施設状態の監視などにおいては、市民との連携も図りながら効率的な維持管理に努めます。

第4章 取組みの推進に向けた考え方

1 取組み体制と情報管理

本計画に基づく取組みの推進体制は、庁内関係者間で施設リスト一覧表を用いた進行管理など情報共有を行うとともに、公共施設等の維持管理・更新等に関して、適宜、各課にまたがる横断的な検討を行います。

また、公共施設等の維持管理・更新に関する問題は、職員一人ひとりが問題意識を持ち、全庁的に取り組むことが必要であることから、庁内での広報や研修などを通じて意識啓発に努めていきます。

2 計画のフォローアップの方針

公共施設については、複合化等による施設総量の削減状況などを把握・共有します。インフラ施設については、各課が個別に定める計画等に基づき取り組みを進めるものとし、計画や事業の進捗については、定期的に情報共有を行います。

また、社会経済状況、関連法制度の変化など、本計画を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直します。

用語集

本文中に「注」を記載した用語の意味は以下の通りです。

用語	意味
更新	建物及び構造物を新しく造り替えることです。
大規模修繕	日常的に行われている修繕工事とは別に、十年から数十年に一度施設全体に対して修繕工事を行うことです。外壁の修繕や設備機器の更新等を行い、建物の機能劣化や機能の陳腐化を防止します。
ライフサイクルコスト	建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物に要する費用の総額のことです。
改修	建物や構造物の一部を、必要とされる機能に応じて部分的に新しく作り変えることです。
修繕	日常的な維持管理の中で、破損や劣化により不具合を生じている箇所を修理等により、元の状態に戻すことです。
指定管理者制度	従来、地方公共団体の出資法人などに限定してきた公の施設の管理運営について、株式会社やNPO法人といった民間事業者も参入できる制度のことです。
PPP・PFI	PPP（Public Private Partnership パブリック プライベート パートナーシップ）とは官・民が連携して公共サービスの提供を行う手法です。PFI（Private Finance Initiative プライベートファイナンス イニシアチブ）は、PPPの一種で、従来のように公共団体が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法です。PPPには、PFIのほか指定管理者制度、自治体業務のアウトソーシングなどが含まれます。